

インタビュー 日本年金機構 樽見英樹副理事長に聞く

地域の活性化につながる地域年金展開事業を

日本年金機構が定める「令和5年度計画」の項目の一つに、地域年金展開事業の推進があげられている。日本年金機構では具体的にどのような施策を考えているのか、地域型年金委員にはどのような取り組みがもたれているのか、日本年金機構の樽見英樹副理事長にお話を伺った。インタビューは当会の佐々木満事務局長(地域型年金委員)。

【樽見英樹(たるみひでき)副理事長のプロフィール】

社会保険庁の最後の総務部総務課長に2008年就任。日本年金機構となった2010年、機構本部経営企画部長として、発足直後の機構の運営や年金記録問題の処理などに携わった。その後、厚生労働省に戻り、年金の仕事では大臣官房年金管理審議官などを歴任。2021年10月事務次官を最後に、同省を退官し、2022年1月より現職となった。



◆資料1 「地域における年金運営の展開に関する事業(地域年金展開事業)」の概要 ※2012年2月制定

○地域連携事業

⇒自治体や民間企業等での年金制度説明会の実施、自治体等との年金制度の周知・広報に係る連携

○年金セミナー事業

⇒大学や専門学校、高校等での年金セミナーの実施

○地域相談事業

⇒市区役所・町村役場や大規模商業施設等での出張年金相談窓口の開設

○年金委員活動支援事業

⇒年金委員を対象とした研修会や連絡会の開催、チラシやリーフレット等の活動に必要な情報提供

○地域年金事業運営調整会議

⇒年金制度の普及啓発活動等への意見聴取を行うため、学識経験者等を委員として都道府県単位で実施

◆資料2 「日本年金機構令和5年度計画」の概要(日本年金機構資料より抜粋)

(1)～(4) 略

(5)情報提供の充実

■計画事項

○公的年金制度に対する理解の促進

- ・地域年金展開事業の更なる推進
- ・年金委員の委嘱拡大と活動支援の強化

■計画の主な内容

○教育関係機関や企業等における年金セミナー及び年金制度説明会の実施結果を検証し、実施内容の充実を図るとともに、参加者の一層の拡大を図る。特に、適正な届出の励行に向け、事業所担当者に対する制度・事務手続説明会の充実を図る。

(年金セミナー実施回数(R4.4～9):810回、年金制度説明会(R4.4～9):2,060回)

○年金委員の活動に必要な情報を本部からタイムリーに発信するとともに、年金委員研修の実施内容の充実を図る。

○企業、市区町村、年金受給者協会等への働きかけを強化するとともに、機構ホームページ等を活用して年金委員制度や活動内容を積極的に広報し、新たな年金委員の委嘱数拡大を図る。

(職域型年金委員数(R4.9末):124,708人、地域型年金委員数(R4.9末):7,760人)

(6)～ 略

(以下、敬称略)

助け合いの仕組みとして始まった地域年金展開事業

——地域年金展開事業(資料1)は、日本年金機構の設立から2年後に始まりましたが、その実績や評価について教えてくださいいただけますか？

樽見 年金制度は助け合いの仕組みだ、ということですね。その基盤となる国民の理解や、それにつながるネットワークが大切だということで、地域年金展開事業は開始されました。保険料の納付率を上げるにも、地域において年金事務所の役割を地域型年金委員にも協力していただき、住民の方に制度の周知を図ることが必要です。住民の方にとっても年金制度を利用していただくことが生涯にわたる安心につながるわけですし、ひいては、そのことが地域の活性化につながると考えています。

地域型年金委員の方には活発に活動していただいています。そのお陰もあって地域における年金制度に対する理解が高まってきて保険料の納付率もアップしてきました。今後もっともっと周知と理解を広めていくことが必要です。

——地域年金展開事業について、年金事務所ではどのように考えているのでしょうか？

樽見 年金事務所によって考え方にばらつきがあると感じています。ですから、本部ではもっと年金事務所の考えを取りまとめて、より有効な事業とするべく相談や支援を行っていきます。

——地域年金推進員はどのような活動をされているのですか？

樽見 学校での年金教育については、現在、大学等に向けた厚生労働省年金局や年金事務所によるセミナーに力を入れています。ただ、年金局では年金制度全般についての説明が中心になりますので、年金事務所では、保険料の納付や学生納付特例制度に重点をおいたセミナーを行っています。地域年金推進員の方には、主にこうした教育機関におけるセミナー実施に向けたアプローチ活動に協力をいただいているところです。

「教育の場」は非常に大切です。社会保障教育というと、これまで労働分野に傾くくらいがあったように思いますが、年金制度や医療保険制度についても教育の場を増やすべきでしょう。

—「令和5年度計画」(資料2)にある、(5)情報提供の充実の計画事項の公的年金制度に対する理解の促進についてお伺いします。「地域年金展開事業の更なる推進」「年金委員の委嘱拡大と活動支援の強化」とは具体的にどのような施策なのでしょうか？

樽見 地域型年金委員としてご協力いただける方には、職歴を問わず、幅広くご協力いただきたいと考えています。現在も、年金委員の方には様々な会合を開催していただいておりますが、年金事務所でも、年金制度の周知のために地域の方に何が提供できるかを考え、できる限り意義のある会合としたいと思います。

また、これまで、年金事務所から地域型年金委員に声を掛けてともに活動することが多かったのですが、今後は、地域型年金委員のほうからも、年金事務所の考えの枠組みにとらわれずに、「こんな活動がしたい」と提案していただければと思います。「助け合い」の考えを基本に、ぜひ一緒に活動したいと考えています。

地域の活性化につながる活動を

—地域型年金委員には熱心に取り組んでいる方も多く、是非、年金事務所と一緒に活動したいと思います。ところで、千葉県では地域型年金委員の半数以上が郵便局の関係者だということですが、これについてはどのようにお考えでしょうか？

樽見 個人情報のご配慮もありますから、すべての年金委員について把握はしていないのが実情です。

郵便局関係者が地域型年金委員になるということについては、年金委員取扱規程に抵触してはいません。「国又は地方公共団体の職員として年金事務に従事したことがある方、又は現に自治会長、民生・児童委員、社会保険労務士である方」に準じる資格に含まれていると考えます。

—郵便局関係者の地域型年金委員としての活動は問題ないということでしょうか？

樽見 利害相反となるような問題が生じない限り、地域における年金制度の周知活動をきちんと行っていただければ問題ないと考えます。

ただし、地域型年金委員の構成が郵便局関係者に偏ることは、地域における幅広い周知活動の観点からはあまり好ましくありません。活動実態をきちんと把握して、年金事務所と地域型年金委員で活動に関する情報を共有したいと思います。

—情報共有のために、具体的にどのようなことをお考えですか？

樽見 たとえば年金委員会と地域型年金委員連絡会は、現在、別の日に開催されることが多いのですが、同日に開催して連携を取りやすいようにすることも一つの方法であると考えています。

年金委員と年金事務所が情報を連携して地域年金展開事業をさらに充実したものとしていくことが、地域の活性化につながるでしょう。

—本日はどうもありがとうございました。